

建企第 269 号
令和7年11月11日

浜田地域協議会
会長 村 井 栄美子 様

浜田市長 三 浦 大 紀
(建設企画課)。



浜田市立地適正化計画策定委員会委員の推薦について（依頼）

平素は、浜田市政にご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当市では市街地をコンパクトに集約し、公共交通でつなぐコンパクト・プラス・ネットワークの考えによるまちづくりの検討を行うため「浜田市立地適正化計画策定委員会」を設置することにいたしました。

つきましては、本委員会に貴団体から委員 1 名の推薦をお願いしたく存じますので、趣旨をご理解いただき、別紙によりご推薦いただきますようお願い申し上げます。

記

1 送付書類

- (1) 立地適正化計画とは 資料 1
- (2) 設置要綱
- (3) 委員名簿
- (4) 委員推薦書
- (5) 口座振込依頼書

上記の(4)及び(5)を、12月5日(金)までに同封の返信用封筒で返送いただくか、FAX又はEメールで送付をお願いします。

2 その他

当市では、審議会等への女性の参画率を 40%にする目標を設定し、男女共同参画社会の実現を目指しておりますので、女性委員の推薦もご検討くださいますようお願いいたします。

【お問い合わせ・連絡先】

浜田市 建設企画課 都市計画係
担当：清本、保田

TEL 0855-25-9601

FAX 0855-22-6500

E-MAIL

kensetsukikaku@city.hamada.lg.jp

浜田市立地適正化計画策定委員会
委員名簿（案）

No	役 職	氏 名	所属機関・団体	区 分
1	委員長	鵜 心 治	山口大学 大学院 教授	学識経験者
2	委員	松 田 善 臣	島根県立大学 教授	学識経験者
3		所 属 団 体 に 委 員 の 推 薦 を 依 頼	浜田商工会議所	経済
4			浜田市医師会	医療
5			浜田市社会福祉協議会	福祉
6			浜田市 PTA 連合会	教育・子育て
7			浜田女性ネットワーク	男女共同参画
8			石見交通株式会社	地域交通
9			浜田防災士連絡会	防災
10			島根県建築士会	住宅・建設
11			浜田地域協議会	地域
12			金城地域協議会	
13			旭地域協議会	
14			弥栄地域協議会	
15			三隅地域協議会	

浜田市立地適正化計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項の規定に基づく浜田市立地適正化計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、必要な協議を行うため、浜田市立地適正化計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会の委員の定数は、次の各号に定めるところにより市長が任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験のある者 2人以内
- (2) 関係団体を代表する者 15人以内
- (3) その他市長が必要と認める者

2 前項に定める委員の任期は、計画の策定が完了する日までとする。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員がやむを得ない事情で委員会に出席できない場合は、当該委員から委任を受けた代理人が委員会に出席できるものとする。

3 委員長は、必要と認めるときは、委員会に諮って関係行政機関の職員その他適当と認める者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、建設企画課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月22日から施行する。